

第6章 外部委託・データの管理方法

1. 外部委託について

(1) 特定健康診査・国保人間ドック・国保健診の委託

浦和医師会、大宮医師会、さいたま市与野医師会、岩槻医師会に委託します。

(2) 特定保健指導の委託

動機付け支援は浦和医師会、大宮医師会、さいたま市与野医師会、岩槻医師会に委託します。

(3) 委託先の基準

実施医療機関の精度管理が適切に行われないなど、健康診査の質が考慮されない価格競争となることも危惧されるため、質の低下に繋がることがないように委託先における健康診査の質を確保することが不可欠であることから、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者」を満たすことを条件とします。

2. 特定健康診査等のデータの保管方法・体制、保管等における外部委託

(1) 特定健康診査データの保管方法・体制、保管等における外部委託の有無等

特定健康診査及び特定保健指導のデータは、本市が特定健診等データ管理システム（埼玉県国民健康保険団体連合会提供）に保管します。

①健康診査実施機関は、特定健康診査に関するデータを電磁的方法により作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会を経由して本市へ提出します。

②特定保健指導実施機関は、特定保健指導に関するデータを電磁的方法により作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会を経由して本市へ提出します。

③システムの保守・運用については埼玉県国民健康保険団体連合会に委託します。

④特定健康診査・特定保健指導に関するデータの保存期間は5年間とします。ただし被保険者が資格を継続している場合はこの限りではありません。

(2) 事業主健診等の他の法令に基づく健診データの提出方法、保管方法・体制

事業主健診等他の法令に基づく健診を受診し、提供を受けた方のデータについての保管体制、データ保管機関、システムの保守・運用については、2(1)と同様とします。